



報道機関 各位

記者発表資料

平成30年5月15日（火）

問合せ先：都市経営戦略部

担当：井上・亀井

電話：829-1064

内線：2145

「指定都市サミット in 札幌」の開催結果について

本日、札幌市内で開催された「指定都市サミット in 札幌」の開催結果につきましてお知らせいたします。

報道機関各位

本日=5月15日(火)、
指定都市市長会(会長:林 文子 横浜市長)は、
「指定都市サミット in 札幌」を開催し、以下の提言等を採用しました。

《採用した要請等》

- (1) 経済財政運営と改革の基本方針2018(仮称)に対する指定都市市長会提言
- (2) 災害救助法の一部を改正する法律案の早期成立を求める指定都市市長会アピール
- (3) 下水道施設の改築への国費負担の継続に関する指定都市市長会提言
- (4) 医療的ケア児に対する十分な支援体制の確保に関する指定都市市長会提言

※ 詳細は、別添資料をご覧ください。

問合せ先

指定都市市長会事務局(担当: ^{おだ}尾田/^{こばやし}小林) TEL 03-3591-4772

※5月15日(火)連絡先 TEL 080-3310-5249

経済財政運営と改革の基本方針2018（仮称）に対する 指定都市市長会提言

政府の「三本の矢」「新三本の矢」を柱とした政策の成果は、GDP、企業収益、就業者数、有効求人倍率といった指標にも着実に現れている。今後、高齢化や人口減少といった構造変化が進展していく中、「新三本の矢」を達成し、一億総活躍社会を実現するためには、国と地方が一体となり、引き続き、着実な経済成長へ向けた取組を強力に進めていくことが求められる。

特に、少子高齢化への対応は、持続的な経済成長を成し遂げる鍵であり、昨年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」における「人づくり革命」と「生産性革命」を両輪とした成長と分配の好循環を強化する取組は、社会のあらゆる場面での活力維持に重要である。

また、健康寿命の延伸により「人生100年時代」が現実的なものとなる中、いわゆる団塊の世代が75歳を迎える2025年、団塊ジュニアの世代が65歳を迎える2040年を見据え、希望する全ての人が多様な就労・社会参加を実現できる一億総活躍社会を創り上げることが重要であり、「働き方改革」をはじめとした取組をより一層進めていく必要がある。

このことから、圏域における中枢都市である指定都市がその能力を十分に発揮することで、日本をけん引するエンジンとなり、一億総活躍社会の実現、ひいては少子高齢化の克服に寄与できるよう、経済財政諮問会議において検討されている「経済財政運営と改革の基本方針2018（仮称）」において、次の提案を反映するよう強く要請する。

1 人づくり革命の推進

(1) 幼児教育・保育の無償化について

子育て世帯に対する経済的負担の軽減策として、国において検討している幼児教育・保育の無償化については、少子化の克服や子どもの健全な育成環境の全国的な構築に向け、着実に実現するとともに、地方公共団体に負担を生じさせないように、必要な財源措置を講じること。

また、無償化の実施に当たっては、需要の増加も踏まえた上で、保育の質の確保を前提に、多様な保育形態がある地域の実情に配慮し、公平性を確保すること。また、在宅育児世帯との公平性についても配慮すること。

(2) 待機児童の解消について

子ども・子育て支援新制度の趣旨である幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量的拡充と質の向上を実現するため、1兆円超程度の財源について恒久的な確保策を講ずるとともに、待機児童対策のための保育所などの施設整備に係る補助率の嵩上げ措置を継続するほか、保育士等の人材確保策の更なる拡充などを実現するための財源を確保すること。

(3) 介護人材の確保について

介護従事者の離職率が高く、人材確保が難しい状況であることから、更なる処遇改善など必要な対策を実施すること。

また、介護人材の確保に向けて、地域特性を踏まえた独自の取組を円滑に実施できるよう、地域医療介護総合確保基金の指定都市への配分枠を確保するなど、より弾力的な基金の活用を可能とすること。

さらに、外国人介護人材の確保も視野に入れ、介護福祉士の資質の担保を図るための育成支援を充実させるとともに、試験回数を増やすなど、介護福祉士の資格が取得しやすくなるよう制度を見直すこと。

2 働き方改革の推進

(1) 中小企業等における働き方改革の推進

働き方改革の推進に当たっては、働く人の視点に立ち、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための制度整備を進めていくこと。

特に中小企業では、国の制度周知が十分でないこと及び資金や人員の確保が難しいことから、柔軟な勤務時間・場所の設定や休暇制度等、多様で柔軟な働き方実現のインセンティブとなる助成制度の更なる拡充・周知を進めること。

また、働き方改革を推進するには、各種法整備とともに雇用主である企業側の意識改革や地域の実情に応じた取組が欠かせない。こうしたことから、国として経済界等への働きかけを行うとともに、地方公共団体が行う中小企業の人材確保、人材育成、職場環境整備や若者、女性等の就労支援に向けた施策について、財政措置も含めて積極的に支援すること。

(2) 学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革を推進するため、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策について、配置の拡大や補助基準額の引き上げ、補助要件の緩和など、より一層の財政措置を講ずること。

また、少人数指導や小学校高学年での専科指導の充実及び加配教員の要件緩和など更なる教職員定数の改善を図るとともに、教育相談体制の充実のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすること。

3 地方一般財源総額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、平成31年度以降も引き続き、平成30年度の地方財政計画の水準はもとより、安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。なお、地方の保有する基金は、災害対策や社会資本の老朽化対策、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のために、各自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

また、地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一時的な削減は決して行わないこと。

さらに、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率を引き上げて対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

4 地方分権改革の推進と多様な大都市制度の早期実現

指定都市は大都市としての人口・経済規模をはじめ、その集積する都市機能やノウハウ、高い発信力から地域の核となるべき存在であると考え、近隣市町村を含めた地域の活性化に積極的に取り組んでいる。この取組を一層進めるために、指定都市が持つポテンシャルを最大限発揮できるよう、「補完性・近接性」の原理に基づき、更なる事務・権限の移譲と、役割に見合った財源の拡充を推進すること。

また、地方自治法の施行から70年が経過し、この間、地方分権改革の推進や市町村合併により、広域自治体と基礎自治体の役割は大きく変化しており、地方自治のあり方が問われている。

次期地方制度調査会等における、都道府県と市町村の二層制の柔軟化など自治体の新たなモデルの検討にあたっては、地域の特性に応じた多様な大都市制度についても議論すること。

さらに、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市が提案している「特別自治市」制度の法制化など、多様な大都市制度の早期実現を図ること。

5 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。国において、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置を検討するとされているが、地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

6 質の高い社会資本整備の実現

(1) コンパクト化、ネットワーク化にも対応した都市計画制度の構築

人口減少が進行する中、生産性の高い社会資本整備を行うためには、コンパクト化、ネットワーク化にも対応した都市計画制度を構築していく必要がある。

このことから、公共交通を軸とした集約型都市構造の形成、災害に対する強靱な都市構造への転換、さらには国際競争力強化等に向けて、都市の実情によっては、将来的には市街地の一部を緩やかに縮退させることも見据え、人口フレーム方式による一律的な設定のみでなく、市街地の範囲を適切に誘導するための新たな戦略的市街地形成を認めていくこと。

(2) インフラ施設の長寿命化対策

国民の生命と暮らしを守るため、インフラ施設の持続的なメンテナンスサイクルを確立する必要がある。

よって、将来にわたり、インフラ施設を常時良好な状態に保つため、その重要度及び健全度に応じた点検頻度・手法の柔軟な設定など点検基準の見直しや財政支援の拡充による十分な財源の確保とともに、点検方法や長寿命化対策に関し、新技術等によるコスト低減手法の開発に努めること。

7 持続可能な社会保障制度の実現

(1) 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現すること。

また、一本化が実現するまでの間は、今般の医療保険制度改革にとどまらず、更なる国費の投入など国保制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるとともに、地方単独事業に係る国庫負担金等の全ての減額措置を廃止すること。

(2) 介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度を円滑かつ安定的に運営できるよう、地方公共団体の意見を十分反映し、介護報酬の改定や制度改正等を行うこと。

特に、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化については、取組状況の把握に努めて必要な支援を行うとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進と制度の持続可能性を確保するために必要な財政措置を講ずること。

また、給付費の増大に伴い介護保険料が上昇しており、低所得者を中心に保険料や利用料の負担が重くなっていることから、平成29年度から予定されていた低所得者への保険料軽減強化の完全実施など、更なる負担軽減策を実施すること。

**平成30年5月15日
指定都市市長会**

災害救助法の一部を改正する法律案の早期成立を求める

指定都市市長会アピール

今国会において、「災害救助法の一部を改正する法律案」が政府から提出されたところである。

指定都市市長会は、日頃から市民生活に密着した基礎自治体であると同時に、大都市としての総合力を兼ね備えている指定都市が、災害時における救助等の事務を包括的に担うため、長年にわたり、指定都市を救助の実施主体と位置付けることを柱とする災害対応法制の見直しを求めてきた。

本法律案は、道府県と指定都市の適切な連携・分担により、被災した地域全体の住民に対する、より迅速かつ円滑な支援を可能にするものである。いつ起こるか分からない大規模災害に備え、本法律案の早期の成立を強く求めていく。

平成30年5月15日
指定都市市長会

下水道施設の改築への国費負担の継続に関する 指定都市市長会提言

平成29年度の財政制度等審議会において、下水道事業の国庫補助制度における「受益者負担の原則」との整合性が取り上げられ、汚水事業に係る改築費用については、原則、使用料で賄うべきとの観点から、国庫補助を引き下げる趣旨の議論がなされた。下水道は、使用者はもとより、公衆衛生の確保や、公共用水域の水質保全、大規模地震時におけるトイレ機能の確保等、不特定多数にも便益が及ぶものであり、極めて公共性が高い役割を担っている。そのため、水質汚濁防止法では、国の責務として、地方公共団体が実施する生活排水対策に対し、財政上の援助に努めなければならないと明確に示されている。

これらのことから、現行の国庫補助は、新設・改築ともに国が義務的に支出する負担金と整理されており、その補助率等が平成4年度の閣議において恒久化することが了解されている。この公共的役割は今後も変わらないものであり、地方公共団体も、効率的な事業運営に向けて様々な経営努力を重ねているが、現行の国庫補助制度を前提として下水道事業を運営していることから、汚水事業の改築に対する国庫補助が無くなった場合、財源不足を補うための使用料の引き上げにつながるとともに、一般会計の負担が増加することも懸念される。

仮に使用料の引き上げを実施した場合は、市民生活や社会経済活動等に大きな影響が出ることは避けられない。また、公共性の観点から利用が義務付けられる使用料の引き上げは、市民の理解が得難く、引き上げが行えない場合は、施設の改築が滞り、都市部における道路陥没やトイレの使用停止等を引き起こしかねない。

このことから、以下のことについて提言する。

- 市民生活や社会経済活動を守り、安定的に公衆衛生や公共用水域の水質を保全するために、下水道施設の改築への国費負担を継続すること。

平成30年5月15日
指定都市市長会

医療的ケア児に対する十分な支援体制の確保に関する指定都市市長会提言

NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」は、平成27年で約1万7千人に及び、10年前の約2倍となっている。

このような中、平成28年に児童福祉法が一部改正され、医療的ケア児の支援体制の整備について、地方公共団体に努力義務が課された。また、医療的ケア児の保育利用を十分に受け入れることができる体制を整備するため、平成29年度に国において、看護師の person 費等について補助を行う「医療的ケア児保育支援モデル事業」が創設され、平成30年度には、指定都市では1市当たり3,500千円（予算箇所数：30箇所）から3,650千円（予算箇所：60箇所）を上限に国が補助する制度に拡充されたところである。

しかし、保育の実施現場における医療的ケア児の保育利用のニーズは、国の想定を超えるものとなっていることから、国のモデル事業のみでは多くの医療的ケア児の保育利用に対応できず、各地方公共団体においては、待機児童が生じないように、多額の独自財源を投入し、受入体制を整備している状況である。

また、訪問看護サービスについても、在宅利用の場合は保険適用される一方、保育施設で利用した場合は保険適用されず、保護者にとって、経済的な負担が大きい等の理由から、利用が困難である。

さらに、障害児通所支援においては、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定において医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に、新たな加算として評価することが国から示されたが、加算条件が限られており、全ての医療的ケア児の受入に対する評価はないことなど報酬としては不十分な部分がある。

加えて、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの養成及び配置について、基準額2,034千円の2分の1を上限に補助する「医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業」が創設されているほか、平成30年度の報酬改定において「要医療児者支援体制加算」が新設されたところであるが、研修に係る person 費及び国の示す研修プログラムを充足するカリキュラムによる研修の実施や求められる支援内容に相応しい人材の配置に対する財政支援としては不十分である。

以上のことから、地方公共団体に対して努力義務とされている医療的ケア児に対する支援体制を実態に即したものが十分なものとするため、次の事項について、実現するよう国に求める。

- (1) 医療的ケア児の保育利用のニーズに応じることができるよう、財政支援を拡充すること。
- (2) 保育所等において、訪問看護サービスを利用する場合についても、医療保険の適用対象とすること。
- (3) 障害福祉サービス等の報酬における医療的ケアが必要な児童の受入に対する報酬の引き上げや加算をさらに拡充すること。
- (4) 質の高い研修内容と充実した研修環境によりコーディネーターを養成し、相応しい人材を配置促進することができるよう、財政支援を拡充すること。

平成30年5月15日
指定都市市長会